

消費者トラブル注意情報～令和6年9月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス*をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！

(令和6年9月11日調査分)


商品・サービス	相談内容の例	助言
商品一般 (クレジットカードの不正利用など)	クレジットカード会社からのメールが届き、確認するためにリンクをタップし、ID、カード番号、パスワード等を入力した。その後、クレジットカードが不正利用された。	クレジットカード会社が、メールやSMSを通じて、いきなりカード番号の入力を求めてくることはありません。万一、カード番号や個人情報などを入力してしまったら、すぐにカード会社に連絡しましょう。また、カード利用明細は、毎月必ず確認するようにしましょう。困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。 (参考)国民生活センターホームページ
メイクアップ化粧品 (定期購入のトラブルなど)	SNS 広告で「1回限り」「解約不要」と宣伝していた化粧品を注文したが、2回目が届き、定期購入契約となっていることがわかった。返品したいが高額な解約料がかかる。	SNS 広告には「1回限り」「解約不要」など興味をひくものがありますが、これらはアフィリエイト広告(商品等を紹介し、読者がその商品を開覧又は購入したら報酬が得られる広告)が多く、お得感や効果ばかりが強調される傾向があります。このため、広告からアクセスした販売サイトの定期購入表示を見逃すことがあります。広告をうのみにせず、注文する前には、定期購入になっていないかなど取引条件を販売サイトでよく確認しましょう。 (参考)広島県消費生活課ホームページ
電気空調・冷房機器 (ネット通販のトラブルなど)	ネット広告を見て、サーキュレーターを購入した。代引きで受け取ったが、広告とは全く違うものだった。返品したい。	代金引き換えで支払い、注文と異なる商品や粗悪品が届いた場合、事業者の連絡先がわからない時は配送伝票にある荷物の発送元などに連絡をし、返品や返金を求めましょう。困ったときは、お住いの地域の消費生活センター等に相談しましょう。 (参考)広島県消費生活課ホームページ

※「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1),(2)を比較(引き算)して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

- (1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合
- (2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

■相談窓口

- 広島県消費者啓発サイト「[よくある相談事例](#)」⇒ 
- 電話相談:(消費者ホットライン(局番なしの電話番号 188(イヤヤ))最寄りの相談窓口につながります。
広島県生活センター(消費生活相談)は、082-223-6111
(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

- 電子メール相談:県サイト

[電子メール受付](#)

⇒



- 消費生活課公式 X(旧 Twitter)⇒



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー＆ネリー
～Stop the 泣き寝入り～

■10月は食品ロス削減月間～食品を買う際は「てまえどり」！～

皆さんは、お店の食品棚の手前にある商品の賞味期限が近付いている場合、どうされていますか？
食品棚の奥から商品を取ると、手前の商品は売れ残り、返品や廃棄されてしまいますので、
すぐに使う、食べる予定の食品は、食品棚の手前から取るようにしましょう！

詳しくはこちらをご覧ください。⇒ [広島県食品ロス削減ポータルサイト](#)

【発行】広島県環境県民局消費生活課